

高額療養費の「申請手続きの簡素化」のご案内

これまで、該当の月ごとに高額療養費支給申請書と領収書を提出する必要がありましたが、令和4年9月以降に送付した申請書から、支給申請簡素化の手続きを一度行くと次回以降の申請書の提出を原則不要とし、申請手続きを簡素化します。

◇申請方法

令和4年9月以降に送付した申請案内に同封の「国民健康保険高額療養費支給申請書（手続きの簡素化用）」（ピンク色）から、簡素化の対象となります。

対象となる世帯主には、申請書を送付しますので、市民課国保年金担当または市内各出張所へ提出してください。（提出は初回のみ）

《申請に必要なもの》

- 「国民健康保険高額療養費支給申請書（手続きの簡素化用）」（ピンク色）
- 世帯主のマイナンバーを証明するもの（マイナンバーカード又は通知カード）
- 振込先の口座情報がわかるもの（通帳等）
- 窓口に来庁する方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

※令和4年9月より前に送付した支給申請申請書は簡素化の対象となりません。

これまでどおり、申請書と領収書を提出してください。

◇簡素化が停止になる場合

次のような場合は簡素化が停止し、改めて申請案内を送付しますので、これまでどおり申請書と領収書を提出してください。

- 簡素化の対象外とするよう申出をした場合
- 世帯に国民健康保険の被保険者がいなくなった場合
- 指定された金融機関の口座へ高額療養費の振込みができなくなった場合
- 世帯主が変更又は死亡した場合
- 国民健康保険税の滞納が生じた場合
- 申請内容に偽りその他不正があった場合

◇支給方法

2回目以降で高額療養費（外来年間合算含む）に該当する場合は、指定口座に自動振込となります。振込の際に送付する「高額療養費支給決定通知書」で振込日・振込額を確認してください。支給がない場合は、通知書の送付はありません。

◇その他注意事項

75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行した場合には、後期高齢者医療制度において、改めて高額療養費支給申請書の提出が必要です。

大月市役所市民生活部
市民課 国保年金担当
電話 0554-23-8037